身体障害者手帳(程度区分:1級~6級)

身体に障害のある方が各種福祉サービスを受けるため等に必要な手帳です。

※全ての申請について各申請書内に個人番号の記入が必要です。(対象者のみ)

身体障害者手帳の各種申請

項目		提出書類•添付書類 等	
-			
新規申請		交付申請書	・ 障害部位ごとの所定診断書・意見書(指定医作成のもの)
			・ 顔写真(たて4cm×よこ3cm)1枚
			· 印鑑
紛失したとき		再交付書	・ 顔写真(たて4cm×よこ3cm)1枚
			• 印鑑
破損したとき			顔写真(たて4cm×よこ3cm) 1枚
			• ED鑑
			・破損した身障手帳
障害の程度が変わ			・現在持っている身障手帳
ったとき			・ 障害部位ごとの所定診断書・意見書(指定医作成のもの)
7,000			顔写真(たて4cm×よこ3cm) 1枚
障害追加のとき			・ 印鑑
片口に加りてら			
死亡等により必要なくなったとき		返還届	・現在持っている身障手帳
			· 印鑑
			※ 手当等を受給している場合には、その失権届を提出し
			てください。
住所・氏名が変わったとき	町外からの 転入		・ 現在持っている身障手帳
			• 印鑑
			・調査書
	町外へ転出	_	・ 転出先で「居住地等変更届」を提出する等、手続きをお
		居住地等 変 更 届	願いします。
			※ 手当等を受給している場合には、その失権届を提出して
			ください。
	 町内の転居		・現在持っている身障手帳
			・ 印鑑
	氏名の変更		

- ※ 顔写真は、顔がわかればスナップ写真の切り抜きでも構いません。
- ※ 「指定医」…身体障害者福祉法第15条に基づく指定を受けた医師。
- ※ 所定の申請書、診断書等は健康福祉課福祉係に備えてあります。
- ※ 届出は、出来るだけ早くお願い致します。特に転居(転出)、氏名変更、死亡の場合は、1ヶ月以内に手続きを済ませるようにお願い致します。

顔写真 大きさの目安 【問い合せ先・申請窓口】 町保健福祉総合センター内 健康福祉課福祉係 Tel 80-3300